

平成23年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成23年12月20日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 議案第71号 京丹波町暴力団排除条例の制定について
- 第 9 議案第72号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第76号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第78号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第17 発委第 1号 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書
- 第18 発議第 1号 原子力発電から脱却を求める意見書
- 第19 農業委員会委員の推薦について
- 第20 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

| | |
|------|-------------|
| 1 番 | 小 田 耕 治 君 |
| 2 番 | 篠 塚 信 太 郎 君 |
| 3 番 | 村 山 良 夫 君 |
| 4 番 | 梅 原 好 範 君 |
| 5 番 | 横 山 勲 君 |
| 6 番 | 山 田 均 君 |
| 7 番 | 東 まさ子 君 |
| 8 番 | 岩 田 恵 一 君 |
| 9 番 | 松 村 篤 郎 君 |
| 10 番 | 坂 本 美 智 代 君 |
| 11 番 | 西 山 和 樹 君 |
| 12 番 | 原 田 寿 賀 美 君 |
| 13 番 | 北 尾 潤 君 |
| 14 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 15 番 | 山 内 武 夫 君 |
| 16 番 | 野 口 久 之 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

| | |
|-----------|-------------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 教 育 長 | 朝 子 照 夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | 岡 本 佐 登 美 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 瑞穂支所長 | 山 森 英 二 君 |
| 和知支所長 | 藤 田 真 君 |
| 総務課長 | 伴 田 邦 雄 君 |

| | |
|---------|---------|
| 監理課長 | 山田洋之君 |
| 企画政策課長 | 中尾達也君 |
| 税務課長 | 一谷寛君 |
| 住民課長 | 下伊豆かおり君 |
| 保健福祉課長 | 堂本光浩君 |
| 子育て支援課長 | 山田由美子君 |
| 医療政策課長 | 藤田正則君 |
| 産業振興課長 | 久木寿一君 |
| 土木建築課長 | 十倉隆英君 |
| 水道課長 | 木南哲也君 |
| 教育次長 | 谷俊明君 |
| 代表監査委員 | 船越肇君 |

6 出席事務局職員（2名）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 長澤誠 |
| 書記 | 上西貴幸 |

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、まことにありがとうございます。
ございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・小田耕治君、2番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、特別委員会が開催され、提出議案の審査、調査等が行われました。

本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

《日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(野口久之君) 日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

《日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第7、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、諮問第5号は原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

《日程第8、議案第71号 京丹波町暴力団排除条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第71号 京丹波町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 第9条の5項かな、使用人に暴力団員関係者がいたらまずいっていう文言があるんですけど、これ、使用人っていうのはどの程度の人を指すんでしょうか。例えば、役員は載ってるんですけど、営業の部分にその人がいて、その町の事業に対して折衝というか、話に入ってこれる人たちなのか、もしくはもうちょっと下なのか、末端のところは暴力団の関係者でもまずいのかというところをお聞きします。

それが1点と、この条例の罰則規定が16条、17条に定められているんですけど、これっていうのは、誓約書に虚偽の記載があった場合となっております。この条例全体で罰則規定っていうのは誓約書が虚偽であることだけなんでしょうか。そういうふうに読めるんですけど、そうなんでしょうか。虚偽っていうのが、本人が知らなかった場合、悪意なく間違った記載がされた場合、本人知らずに暴力団関係者を雇ってるところと契約してしまった場合も虚偽に入るのでしょうか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） まず、使用人でございますけれども、これにつきましてはいわゆる業務を統括する者と、そういう権限を持つ者という意味でございます、支配人でありますとか、営業所長でありますとか、事務所長あるいは営業所等におきましては部長、次長、課長等々を指すということになっておるところでございます。

それから、罰則の規定でございますけれども、16条と17条でございますが、これにつきましてはご指摘のとおり、虚偽記載のみが該当するわけでございます。

それから、悪意がない場合に虚偽記載になるかどうかということでございますが、悪意がなければ即座に虚偽記載ということにはならないかもしれませんが、これにつきましては実際にそうした捜査段階において明らかになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 少し細かい質問になってしまうんですけど、この暴力団の関係者っていうのは、ちょっと僕詳しくないんでわからないんですけど、破門だとか絶縁された人が関係者でなくて、例えば本人はもう関係ないって思っていたりとか、なるべくかかわりたくないと思ってる方で、まだ籍が残っている人たちっていうのは関係者に入るんですかね。ちょっと心配するのが、この町内で例えば刑務所から出てきた人たちとか、暴力団抜きたい人たち、ちょっとあいまいな人たちを雇ってる業者っていうのがいると思います。社会的に多分すごくリスクを負いながらそういう人たちを雇って、アウトローでしか稼げない人たちを何とかこう社会復帰させたいなと思ってるんですけど、この条例できることでちょっと締め

つけ厳しくなるし、雇いづらくなつた場合に、やっぱり稼げる手段ないとまたアウトローで稼ぐほうにしか行けないんじゃないかなってというのが、そういう方向に行ったらちょっと逆効果なんじゃないかなって思う部分があるんですけど、そういう心配ってというのはありますか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 元暴力団員ってというのは、ここに規定する者には該当しないということですが、あくまでそれがまだ組員であるというふうなことになるれば、後で6条のほうで従業員に暴力団員がいるということが判明すれば、契約解除の対象になるということになります。

ただ、いわゆる誓約書をいただくことにつきましては、これは末端の従業員が暴力団員であるということのみで誓約書をいただくということにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 済みません、1個目の質問に関連してしまうんですけど、第16条で50万円以下の罰金ってあるんですけど、これ、例えば1億円とか数億円事業で50万円以下だったらまあいいわというか、そんな感じで50万円ぐらいってというのがすごい少なくてとらえられるかなと思う場合もあると思うんですけど、例えばこの規定に違反した場合に、次から町の事業に参加できないとか、何かそういうほかにデメリットってというのが発生しないんですかね、お願いします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） これにつきましては罰金がまず懲役もあるわけでございますけれども、そうした場合につきましては指名停止等々の措置がされる、あるいはさらに契約解除ということになりますので、非常にリスクが高いと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） この条例にうたってありますようなトラブル、事件等が発生いたしましたとき、必ず後づけで暴力団とは知らなかった、その組織を判別をする手だてがなかったということが、これまで過去の事例として発生しておるわけですが、この条例を制定して今後は捜査当局からの情報が唯一の情報源となると思いますが、そこら辺の情報共有は迅速で正確なものが担保されているのか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　まず、情報共有でございますけれども、特に公共工事に関係いたしましては、指名の段階において京都府の工事者の名簿等との突合をすることによって事前にそうしたものを排除するというところでございましたり、あるいは警察が今回は特にこれにつきましては全国的な展開をしております、常に協力体制をとるということをお聞きしておりますので、そのあたりの情報共有につきましては十分とっていけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　山田君。

○6番（山田　均君）　私もちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております条例の基本理念なり、町の責務、町民等の責務というのがあるわけなんです、一つはこの町の責務で、暴力団排除のための施策を推進するということになっておるんですが、具体的にどのような施策が考えられておられるのか、伺っておきたいということ、当然この町民の責務については、この条例の内容などを町民に知らせてそういう協力を得るということになると思うんですけども、具体的にはそういうようなどういふ形で町民の責務というのを町民の方に徹底していくというか、理解をしていただくと、そして協力していただくということなろうと思うんですけども、ちょっとその辺についての考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　町の責務ということでございますが、これにつきましては、まずそういった機運の醸成ということなろうかなというふうに思っておりますのと、それから、具体的にはもちろんその公共工事からの暴力団排除ということなろうかと思えます。

あと、町民の責務ということでございますが、それをいかに徹底していくかということに関しましては、やはり広報活動に尽きるのではないかなと思っております。

それによりまして、いわゆる利益供与を禁止をしていく、あるいは暴力団を使わないとか利用しない、そういったものを推進していくということだろろうと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　山田君。

○6番（山田　均君）　今の答弁は町民等に対する支援の中にそういうように定められておるんですけども、一番基本はこの基本理念にありますように暴力団を恐れないと、不当な要求をのまないということ、これは基本だと思うんですが、もちろん、暴力団として今もありませんようにわからない場合もあるわけなんですけども、一番基本になるのはいろんな不当な

要求に応じないというこの姿勢をしっかりと町が堅持をすると。町民のそういう皆さんの不当なそういう要求にも屈しないように、しっかりと町がその防波堤となるというか、姿勢を示すということがこれまず大事だと思うんですね。その点では、このそれぞれの部署、それから管理職含めて、そういうようなことをしっかりとそういう姿勢を堅持するということが大事だと思うんですけども、そういう点について具体的にいわゆる職員の研修とか、そういう不当な要求に屈しないと、応じないというそういうものはっきりさすということが大事だと思うんですけども、その辺については何か考えておられるのか、ただ単なる公共工事に対してだけという立場なのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 庁内の研修というのはもちろん大切でございます。これまでも京丹波町の不当要求の行為等の対策委員会等の設置要綱等も持っておりますが、実際のところ、なかなか研修等もできておりませんもので、今回こうした条例を契機といたしまして、十分そうしたところの研修を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長にちょっと、一番責任者でございますので、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、過去を振り返ってみますと、いろんな不当な要求に屈してきたことも、それぞれ、私が経験したところではあたりしなわけなんですけども、やはりそれは一番町長初め幹部の職員がしっかりとそういう立場をしっかりと堅持すると、不当な要求には屈しない、応じないと、これが一番、私基本だと思うんですけど、そういう姿勢があつてこそ、いろんな暴力団が介入してきたり、かかわったりということは当然、全くないとは言えませんが、減ってくると。言えば、すきがあればどんどん入ってくるというのが、これはどこのことを考えてもそういうことでございますので、やはりその点では町長がそういう姿勢をしっかりと持つということと同時に、その幹部がそういう立場をしっかりと堅持するということが私は一番大事だと思うので、町長自身がこのことに対してどういう思いと決意を持っておられるのか、また、幹部に対してもどういうことをしっかりと指示されていくのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 暴力団が一般的に言うたら、怖いわけですし、税金を使って仕事をす以上、その税金が暴力団にわたらないようにということでもあります。今、山田議員から指摘してもらったとおり、こっちが丸腰なんで、やっぱり暴力団に対応してもらおうというたら、

警察権力に依存する部分があるということで、この条例を介して連携を強めていくということに尽きるという認識であります。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

議案第71号 京丹波町暴力団排除条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

《日程第9、議案第72号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第72号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○3番（村山良夫君） 基本的なことで教えてほしいというか、どういうことをやっておられるのかということをお聞きしたいのは、地方自治体の経理処理をする場合、予算執行の時点が発生主義でやるのか現金主義なのか、どちらをやっておられるのかということをお聞きしたいと思います。民間企業では、特に税務申告等の場合はどちらでもいいということにはなってるんですけども、予算を編成して大事な町民の税金を運用している自治体においては、やはり私は発生主義でやらなければならないと思うんですけども、どういう税理処理をしておられるのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 基本的には現金主義というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 現金主義ということになりますと、これは非常に問題だと思うんですよ。というのは、発生主義というのは、その予算に関する事業を契約したり、またはそのことに具体的な応諾をしたときに発生主義だと。現金主義というのは、その工事なり契約が終わった後で現金を払うときに予算執行という見方なんです。それからいきますと、例えば、5,000万以上の工事は議会の承認が要りますね。であれば、契約書の中に議会の承認を得た後、実行しますけど、後、成立するという契約の文面が入っているように、契約手続はしますけども、実際の予算処理の形では予算契約が起きたときが原点であって、工事代金の最終を払ったときに予算処理になる。そうでないと、補正予算の必要もありませんし、予算そのものが非常に問題化されるんですけど、その辺の感覚は私は適当でないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 基本的に申し上げましたのは、要するに、契約等が行われれば、当然負担行為というものもやります。したがって、そういう意味では発生主義的な部分もあるわけですが、実際にお金が出ていくのはもちろん経理上ですね、いわゆる損益計算書でいけば、いろいろ発生主義の段階で、契約した時点でもう損益として上がってしまいますけれども、実際は予算の差し引き上は現金が出たときに差し引きすると、そういう意味で申し上げたところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今こういうことを申し上げているのは、今回の補正予算の中に、本来補正としてするべきものと、本来はもう工事が完成しているので、本来から言いますと、やはり専決案件として提案すべきものが混入されているわけです。その原因というのは、今申し上げましたように、お金の出るときを経理処理の時点にするのか、そういう案件というのか、契約ができた時点とするのかの違いの解釈が混入している。もっと具体的な言い方をすれば、適当に運用されているというような気がします。やはり正確な財政運営をやるための経理処理っていうのは基本ですので、その辺はちゃんとした処理をしなければならないと、このように思います。

具体的にはどの部分かといいますと、民生費の社会福祉費の社会福祉事業補助金70万円、これはもう既に完成をして町民の利便にもう使うておられるわけです。それを今この議会で審議するっていうのは、合わないという意味で申し上げてるんです。十分こういうことにつ

いてはおこがましい言い方ですけど、もう少し勉強していただいて、本来の、本来というか、厳粛な税金の運用のこれは基本だと思いますので、お願いをしておきたいと思います。特に、町長、どう思われるかだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問のとおりだと私は理解します。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つは最初の16ページでございましてけれども、工事請負費ということで、優先駐車場のスペース表示工事というのが15万2,000円あるんですが、当然、そういった表示をするということは必要やということで上がっておると思うんですけども、具体的にどういう内容のものかちょっとわかりませんが、例えばいろんな公共施設の駐車場なんかを見ておっても、例えば職員が白線を引くとかいうことも可能なかどうか。非常にこれ、どれぐらいのものができるんかわかりませんが、15万2,000円という一定の額が必要になっておるわけですけども、そういうことは検討されたのか。これは、一定の基準、規則があって、いわゆる専門の業者でなければならないというものなのかどうか、1点伺っておきたいと思います。

それから、山村開発センター、20ページなんですけども、光熱水費というのが追加で出しておるんですが、これは利用が増えてということだと思ってしまうんですけども、利用が増えるということは当然うれしいことだと思ってしまうんですけども、一定、そういう施設が老朽化で、非常に費用がかさむというか、そういうことの追加ということじゃなしに、利用が増えたということなのかどうかということと、非常に玄関口なんかを見ておりましたも、傷んできておるといいますか、非常に危ないと、公共の施設でございまして、やっぱり町民、高齢者も多いわけですので、そういったところの改善も必要ではないかと、あわせて伺っておきたいというように思います。ちょっとその点伺います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。ただいまの16ページの優先駐車スペースの表示工事についてのご質問でございますが、これは健康管理センターの駐車場に妊婦さんとかそれから子どもさんをお連れの方を優先的に駐車するスペースを確保することで、京都府の創成事業の補助がございまして、京都府からも公共施設でということで、号令がございまして、健康管理センターが子どもさんのお連れの方の利用が療育等で多ございまして、その関係で、健康管理センターの入り口のところに2カ所専用でするものでございまして、工事の内容といたしましては、線を引くとか専用のポールを確保するとかいうこ

とですので、職員でということも考えられるんですが、一応、工事ということで計上させていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 20ページの山開センターの光熱水費でございますが、まず、1点目の20万円につきましては、機器等の故障によるものではなくて、夏場の、今年は特に暑くございましたので、そういった分の燃料費の分での計上ということでございます。

2点目の玄関等の修繕の必要の件につきましては、現在では平成24年度に屋根の改修工事を計画をいたしております。その時期にあわせまして、必要な分について改修をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 23ページの消防費なんですけれど、防火水槽の撤去工事ということで、委員会でも橋爪地内瑞穂小学校下ということをお伺いしましたが、場所的に具体的な場所はどの辺かということと、その撤去した後は防火水槽は要らないということなのか、新たにまたどっかに必要があると考えているのか、その辺をお伺いしたいのと、先ほど山田議員からもありました優先駐車スペースなんですけれど、妊婦さん、子どもさんが優先的というスペースをつくるということですが、障害者の方の場合は車いすのマークのついたわかりやすい駐車場、一目でわかるんですけれど、先ほどはポールを立てるとかいうことをおっしゃいましたが、やはり何か目標でわかりやすい何かを考えておられるのか、ただ線を引くだけじゃなくして、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 防火水槽につきましては、ちょっと表現が難しいんですけども、瑞穂小学校から橋爪の桧山の商店街方向へおりたところということでございまして、旧瑞穂病院の隣接というところでございます。

あと、防火水槽の撤去後につきましては、特に予定はございません。更地にするのみでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 先ほどの優先スペースの表示でございますが、赤ちゃんを抱いた妊婦さんの絵柄を地面に表示をさせていただいて、2カ所、そこに、ラインでお引

きしますが、それ以外にポールも一応用意する予定でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 防火水槽なんですけど、旧瑞穂病院の跡と隣接したとこということでありますが、もうそしたら必要ないということで、もう撤去されるんですよね。それ以後、その防火水槽というのは瑞穂病院近辺のための防火水槽であったのか、ほかに必要性はないということでもう作らないのか、その点、再度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 防火水利でございますので、あるにこしたことはないし、もちろんあるほうがいいわけでございますけれども、個人所有地をお借りしておったという経過がございますして、非常にその管理面においてご迷惑をおかけしておったと、そういう経過がありまして、今回撤去することになったというわけでございます。防火水利の関係につきましては、近辺に消火栓が多数ございまして、あるいは防火水槽もすぐ近くにもございます。そういう関係で、水利上は特に問題ないというふうなことで、そうした対応を行うこととしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 19ページの有害鳥獣で産振課長にちょっとお尋ねをしたいというふうに思いますが、今大変有害鳥獣の関係、被害が全国的に発生をしないとということで、我が町におきましても、大変な被害で苦慮をしておるんですけれども、今回780万円余りの予算計上のほうがされておりまして、保井谷と大朴関係のほうの柵の関係やとか、そのほかにドロップネットの追加費用もあるというようなことでお聞きをしたんですけれども、特にドロップネットの関係なんですけれども、今までから実験的に取り組みもされておるといのは聞いておったんですけれども、今日までの状況がどうであったのか、また、その事業内容ですね、今回の。どのような事業、これドロップネットということになっておるんですけれども、されようとするのか、その調査面について少しお知らせをいただきたいというふうに思っております。

聞いておりましたら、該当の関係の委員会のほうではいろんな説明といたしますか、そういう話もあったようなんですけれども、全体的に話を聞いておりませんので、お伺いしたいというふうに思いますのと、また、今も言いましたように、この取り組みというのが今被害が全町的に広がっておりますので、今後いつまでこれ、試験実験をして、その後全町的な取り組みに持っていかうというふうについていつごろから考えておられるのか。また、各区といたしますか、

町民に対する周知、そこら辺がまだできておらないように思いますけども、今の状況といたしますか、そういうことも逐一、各区のほうにも照会をするなり、周知をするなり、そういうような方法もして、全町的な取り組みにすべきやというふうに考えるんですけども、そういう点も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） このドロップネットの取り組みでございますが、安井区と塩田谷区から要望をいただきまして、当初予算にその購入経費を上げさせていただいたところでございます。その後、地元の役員さんと駆除隊、猟友会へ委託しているわけなんですけれども、その役員さん、それと町とで会議を持たせていただきまして、大量捕獲装置として、このドロップネットを入れるのかどうかというところから協議をさせていただきました。というのは、ほかにも監視カメラつきのおりの設置といたしますか、そういうケースも考えられましたので、本当にこのドロップネットを導入するのかどうかというところをまず議論させていただきました。

ということで、先進地視察もしてはどうかということございまして、兵庫県のほうに視察へ行っていただきまして、町とともに現場の状況を見させていただきまして、餌付けの大変さですとか、そういったこともお聞きしたわけでございます。

それを受けまして、最終的に地元としてはドロップネットでお世話になりたいということでお聞きいたしております。それで、そのドロップネットの購入に関しまして、調査をいたしましたところ、今回補正をお願いしておるんですけども、その兵庫県方式というのが、網を落とす方式がモーターを回転させて落としていくというものでございまして、ただ、その方式をとっておった業者が販売できない状況に今陥っているということで、そのモーター回転方式は採用できない。また、福井県の小浜のほうで電磁石による網を落とす方式がございまして、それなら購入のほうが可能であるということになりまして、そちらのほうを採用すべく見積もり等をとりました結果、若干の予算不足が生じたので、今回の追加をお願いしたという状況でございます。

今後につきましては、予算を認めていただきましたら、購入のほうに移らせていただきまして、あと、地元との実証のやり方ですとかそういったところを協議いたしまして、基本的には地元のほうで餌付けとまた捕獲隊のほうで捕獲のほう、最終的な罟の設置といたしますか、仕掛けについては捕獲隊のほうでお世話になって、実証的に研究をしていきたいというふうに思っております。

ただ、すぐさまその効果があらわれるかいうたら、その辺もなかなか餌付けのタイミング

とかちょっと息の長いような餌付けをしなければならないということも聞いております。餌付けに対するその捕獲の効果、捕獲数ですね、そういったことも研究しながら、2、3年はその実証研究としてやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、委員会でも出てましたけれども、被害も多いということで、途中でその効果が見られるということでしたら、またそれも全町的に広げるように手だてを打っていきたいなというふうに思っています。そういったことで、随時、周知の問題につきましても、ただその大量に捕獲できる装置があるっていうだけじゃなしに、それに対する餌付けですとか、そういう運用面に対してもこういったことでやらなければならないということを含めて周知が必要なんではないかなというふうに思っております。そういったことで、この取り組みが最終的に効果がある装置になりますように、こちらのほうも地元とともに研究をしてまいりたいというふうに思っています。何分、最終的には地元さんの餌付けも大変ですので、その辺を理解していただいた上での導入になろうかと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、先進地も行く中で、検討してきたということなんですが、今聞いてました小浜のほうで、その磁石による装置で捕獲をすねやということなんですけど、その小浜のほうは効果というのは、実際どのような効果があったのか。今そこを採用するということですので、大きな成果が上がっておるんじゃないかというふうに思っておるんですけども、そのあたりはどうなのかということと、あと、やはり町民に対してもこういうような事業もやっておるというようなことで、区長会とかそういう何かの農家組合の会とかそういうときには、やはりこういうような取り組みもやっておるというのをまた、町民にも知らせていくことも一つの醸成といいますか、助言にもなるというふうに思っておりますので、そういう点についてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 小浜のほうの効果でございますが、基本的にその方式といいますか、ドロップネットを落とすというところは同じやり方でございます。その餌付けに対してのシカの入ってきた位置とか、その網の中にどこに位置していたかとか、そういったことによって、また捕獲の数が変わってくるように聞いております。ほんで、兵庫県とそれほどその効果は変わらないように聞いております。

それから、随時実績が見えてきましたら、機会を通じて報告のほうをさせていただきたい

というふうに思っております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 私のほうからちょっと町長に、予算編成の考え方につきまして、ちょっとお伺いしたいというふうに思うんですけど、町長は就任以来、徹底した経費節減と財政改革に取り組むと言われてきておりまして、また、今般の定例会の冒頭にも経費の確定による調整をしたというふうに申されました。その上で、ただいま提案の一般会計にも関連いたしますので、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

少し、会計が前後しますので、議長にお許しいただきたいというふうに思います。

旧瑞穂病院の解体工事につきまして、先般、村山議員さんからの一般質問にも明らかになりまして、私のほうでも手元に持っておるわけですが、11月9日に開札をされまして、6,522万6,000円で落札されたというふうに拝見をいたしました。これは当初予算の中で1億6,000万円を予定しておりまして、かなり半額以下で落札されたんやなど、その内容については、この前の一般質問でもありましたので、それについて、私は問うことはございませんけども、当工事の財源は一般会計からの繰入金でございまして、その財源というのは一財でございまして。約6,522万6,000円で落札されたので、3割ぐらい増になっても、大体8,000万円ぐらいを残してあと半分の8,000万円を戻すべきじゃないかというふうに考えておりますし、今回、まだ上がってないのでどうかいなというふうに思ったんですけど、その財源を戻すことによりまして、今回この補正予算の中でも財調基金の取り崩しがされておりますし、また、一財でございまして、これを戻すことによりまして、今回土木費でも道路維持費として1,000万円が計上されています。これは何やいうたら、地元要望の210カ所あって、そのうち9路線を施工するんやというふうに聞かせていただきました。こうした事業にも有効に活用できるような財源が生まれたんやないかというふうに思ってますけども、こうしたことで今回上がってないんですけども、こうした予算の編成についての町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も町長就任して意外やったんが、審議会とかいろんなことが大変たくさんあって、それを頼って予算とか執行してるんだなということがまずわかりました。その一つとして病院の解体、そして予算と落札の差なんかが発生したわけです。意外と専門家と言われる人たちが頼りないなというまず認識に今回立ちました。一層、決裁するときには慎重を期していきたいというまず思いであります。

その他、その金額をまたほかの事業に充てられたんじゃないかというご質問もあったわけ

ですが、そのことについても、結果としてそうしたことになるなというまず認識でお
ります。それにしましても、細部については担当課からちょっと答弁させます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお話でございますが、福祉厚生常任委員会のほう
でもお話を申し上げておりました。今回のこのご指摘につきまして、補正予算が対応できな
かったこと、大変申しわけなく思っております。そしてまた、今後につきましては、一層私
の課のほうでも厳しくこの予算についての勉強をいたしますとともに、懸命に取り組んでい
きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 医療政策課長から求めるつもりはなかったですけど、予算というのは
当然総務課で握っておりますので、こうした財源があったら財調基金を取り崩す必要はない
し、8,000万円あったら、今日ちょっと聞いておりましたら、基金は定期に積んでおる
らしいですけども、利率は微々たるもんかもしれんけど、0.03%らしいですわ。1億円
あったら年間30万円ですわな。それは30万円いうたら微々たるもんかもしれんけど、こ
れはもう企業とか会社やったら、当然そっちを優先して積み立てるっちゅうのは当然のこと
やと思うんやけど、その辺のことももうちょっとシビアにやっていただけたほうがええんや
ないかというふうに思っておりますので、その辺を申し上げまして、もう回答は結構ございま
す。次回からそういうことでお願いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 15ページの社会福祉推進事業の補助金に関連してお尋ねをいたしま
す。

この内容についての説明を受けたわけですけども、マークス内にオストメイトの設置がさ
れたということで、それに対して事業費の2分の1を補助するという説明がございました。
京丹波町内にオストメイトが設置されたということで、この件については非常に喜ばしいこ
とで、いいなというふうに思ってますことを前提として、この補助金についてお尋ねしたい
と思うんですけども、オストメイトの設置にかかわる補助金として、国とか府の補助という
のはあるのかどうかということが1点と、それとこの補助金につきましては京丹波町社会福
祉推進事業補助金交付要綱に基づいて、補助対象事業としては町長が特に必要と認める事業
の中で補助金額等については町長が特に必要と認めた額というような中で、この2分の1と
いうのは決められたというふうに判断しておるわけなんですけども、まず1点目には、その
国とか府の補助金があるのかどうかということと、それからその2分の1に決められたとい

う、何か根拠みたいなのがあるのかどうか。同じこの要綱の中でそれぞれ補助対象事業がたくさん明記されとるわけなんですけども、それぞれの項目、どのような補助が現在されているのか、わかる範囲でお教えいただきたい、まずその点、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、私が答弁すべきことをしておきます。

町長が必要と認めたということ、事実、ことはあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） まず1点目、オストメイトの関係の補助金でございます。京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金が該当するものでございます。この補助金につきましては、平成23年度、本年度までということでございまして、基金事業でございますので、京都府にも問い合わせましたところ、既にオーバーフローしておると、平成23年度のうちではオーバーフローをしておるとということでございました。

あと、その他社会福祉の推進事業に関する補助金に関しましては、主には社会福祉協議会への人件費の補助でありますとか、各種いろいろな事業への補助が中心でございます。今回のオストメイトの関係につきましても、村山議員さんからもご指摘はいただいたところですが、委員会でもご指摘いただきましたとおり、情報等事前につかませていただいて、事前に対応すべきだったなということは、まず1点は反省をしておりますけれども、公共の福祉に関することということで遡及的に対応させていただくことによって、今後ほかの道の駅、一般のお客が多くなる道の駅にも設置をさせていただく必要があるということもありまして、大体100万円から120万円くらいの程度になろうかと思っておりますけれども、その2分の1を補助させていただくことによって、今後普及をしていくんではないかなと。一般にはオストメイト、今、丹波マーケスの道の駅で1カ所、瑞穂保健福祉センターには持っておりますけれども、一般に供されておるかということとなると供されておきませんので、そういった形で、今後の普及も含めた形で町として補助をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今後の方向性につきましても、今ご答弁いただいたわけなんですけども、道の駅に設置をするというような方向性だというのがあったんですけども、これはもちろん町が主体となった事業で進めていくという考え方でいいのかということと、それからもう一点は、補助金の交付に対する考え方なんですけども、京丹波町補助金等交付規則というのが

ありまして、その中に補助金交付事項の交付の申請というのがありまして、その中に補助金を受ける場合の交付申請というのが、手続上のことが書いてあるんですけども、いわゆる工事が終わったり、既に事業にかかっていたり、それからそういうような内容についての補助金の交付というのは、今後も可能なんかどうか。例えば、これ災害とかで緊急でどうしても自分とこの手持ちのお金で先に復旧してそれに対して交付金を申請するとか、補助金を申請するとかということが日常的に起こっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、基本的な考え方として、あくまでも事前に申請をして、それに対して判断を、決定をして、ある意味じゃ初めて交付がされると、補助金が交付がされるというものなのか、事後申請でも受け付ける形の補助金の性格のものなのか。これは基本的に補助金というのはやはり公平性というのがまず保たれないかということと、それとやはり税を使ってるということで、あちは2分の1、こっちは3分の1とかいうようなアンバランスも生じてはいけないというふうに思いますので、このいろんな交付要綱があるんですけども、町長が特に必要と認める額とかいうような形での補助のあり方というのが本当にいいのかなというふうな考え方もありますんで、その辺のところも含めて見解を伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） いずれにしても、この予算を認めていただきました後に、そういったことも含めまして、要綱の整備なり、改正等も視野に入れながら、今後の対応、できれば2基目、3基目ということも考えておりますので、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

基本的なちょっと財政的なものではないですけども、基本的な考え方といたしまして、不利益処分、いわゆる住民の皆様に関しまして不利益に当たるようなことに関しましては、遡及適用というものはできないかというふうに思っておりますけれども、基本的な考え方としては住民の皆様は利益供与というか、公共の福祉に伴うものであれば個人への補助制度なり、助成制度でも4月1日から適用するというような附則でうたって、遡及するような部分もありますので、基本的には遡及適用は可能であるという判断のもと、参加をお世話になったということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） いろいろお尋ねは出ておるんですが、一つは、今もありましたこのドロップネットのことでもう一度私からもお尋ねしておきたいんですが、先ほど、説明にもありましたように、この予算については当初予算で計上されておったんですが、実際にこれ実

施をするというのは、これもう来年以降1月から3月の間になると思うんですね。本来、このドロップネットを考えたら、餌付けをするということだったら、本来は今の時期に設置されて、そして餌付けをするということであれば、実際、4月以降にえさ、何ぼ、周りにえさがあればなかなか寄らないということもあるし、実際、その効果という面から考えたかて、緊急的にもっとやろうとすれば、当初で予算を組んで、せめて夏に具体化をして秋には設置というのが当然あるべき姿ではないかと思うんですけども、それぐらい有害鳥獣対策っていうのは、切羽詰まった問題だと思うんですけども、その辺はどういう考え方で進められてきたのかどうかという、ちょっと基本的な考え方だと思うんですけども、お尋ねしておきたいというように思います。

それから、今もオストメイトの設置補助のことが出ておりましたけども、町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今も担当課のほうからもそういう方法、いわゆる後から予算の関係もできるんだということもありましたけども、一番丹波マーケスの場合、人も多いということで設置場所としては非常にいい、よい事業だと思うんですけども、町長が責任者をされておる施設でこういう予算のやり方というのは、本来は緊急であれば、例えば該当の常任委員会でやっぱりそういう説明をすとか、そういうことが最低、やっぱりやられるべきじゃないかと。突然、予算に出てくると。当然、マーケスの開店のチラシにもそういうものが売りとして出されてきておるわけですから、やっぱりそういうルールいうものはしっかり守ってやっていただくということが私は基本だと思うんですけども、そうでなければ、やっぱり住民からしても町長さんが責任もつてるところはこんな形で予算がとれるねやなことにもなりかねませんので、やはりそういうものはもっと厳しくきっちりやっていただく、やるべきだというように思うので、その点ちょっと見解を伺っておきたいなと思うんです。

先ほどの駐車場の問題でも、これはもう当然必要やと思うんですけども、補助金があるから補助金を受けるということじゃなしに、ほんまにそれが費用としてどうなんかということで補助金を受けてやったほうがいいという場合と、自ら実費だけもってやるというのがいいという場合もあるので、補助金にすべて頼るということではなしに、やっぱりそこは費用の問題や、やれる方法があるのかどうかということも、そういう形で私は検討すべきだというように思いますので、その点についても伺っておきたいということ。

それから、担当課長のほうから、このオストメイトの設置を進めていきたいと、これは当然必要かと思うんですけども、しかし、実際今の公共施設にありますトイレを見てみますと、もっと改善が必要やないかなと。例えば、高齢者がどんどん増えてきて、一般家庭でも洋式

が多いという中で、やはり洋式が設置されてないところもたくさんあるわけですね。やっぱりこの例えば庁舎を見ても、本当に身障者のトイレはあっても、一般のトイレですね、やっぱりもっとそういう洋式のトイレとか、そういうこともやっぱり改善をしていくということ、片方ではすべきやないかと。あわせて、もちろんそういうオストメイトの設置もすると。こういうやっぱり全体を見て進めていくということが私は非常に大事だなと、今回のことを見て思うんですけども、そういう点について、どういうお考えなのか、伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問の趣旨どおりだというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 質問のとおりということは、そういう立場で今後きちっと改善をして進めていくと、こういうことなのかどうか、ご指摘のとおりやということと、それを今後きちっと進めていくということとは、やはりはっきりさせておく必要があると思いますので、あわせてその点、もう一度伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予算の範囲でご質問どおり取り扱いたいという意味でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第10、議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○3番（村山良夫君） 質問というより確認をしておきたいんですけども、この特別会計の平成23年度予算を検討したときに、多額の予備費があるということに対して、この予備費は突発的な給付金等に対応するための予備費だという答弁がありましたが、これが正しいのですね。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 予備費に関しましての考え方といたしましては、基本的に支出の大半が医療費であるということで、突発的に給付が増えるということも想定されることとございまして、そういう場合に保険給付費を多い目に見込むというよりは、それに対応するために一定額を予備費として計上させていただきまして、そういう緊急的な支払いにも対応ができるという考え方で予備費のほうは計上させていただいております。

しかし、その予備費、前回常任委員会でもご指摘をいただいたところとございましてけれども、本来、保険税にも影響を及ぼす範疇にもなりますけれども、今年度につきましては税率据え置きも含めまして、基金繰入もやりながらという対応でございまして、予備費につきましてもその点も考慮した上での計上をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今の補正予算に関してじゃなしに、平成23年度決算のときに、予備費の、なぜ予備費を高く、4,000万円の予備費を設定したか、予算化したかということについて答弁してほしいんです。それはもう一度言いますけども、突発的な給付金に対応するためにしたものです。それと、健全なこの特別会計を運営、この事業を運営するために不足した場合には、保険税の引き上げとかそういう本来町民にかなりの負担をかけて、また時間をかける必要があるのでは、予備費で対応しておこうというのがこの趣旨のことだと思う

んですけども、それでよろしいんですね。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） はい、そのように考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論いたします。

この補正予算そのものは、保険給付費の合計で2,900万円のうち2,800万円が補正給付金の見直しであります。この不足する部分を国保運営基金をもって充てようという補正予算案であります。先ほども質問をいたしましたとおり、平成23年度予算審議時には、高額な予備費は予定外の給付費が生じたときに活用するものと答弁がありました。今も確認したとおりです。そういう趣旨からいたしますと、本来、今回1,100万円ほどの国保運営基金から繰り入れるまでに予備費をもって充当すべきことだと、このように思います。

そういう予算編成をせずに、補正予算がこういう形で出されたということは、予算審議のときに回答された、答弁されたことと違うわけになりまして、今後の行政と議会の信頼関係を著しく害する恐れがあります。そういう意味でこのようなことを、いわゆる議会での答弁と現実やる補正予算とのこういう形にしないという警鐘を鳴らす意味で、私はこの補正予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

議案第73号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言者の許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第76号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第76号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計
補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○3番(村山良夫君) 6ページの公債費の中の償還金利子及び割引料ということで785万
2,000円計上してあるわけですが、これはどういう性格のものですか。多分、3%
とか4%で計算をしますと、年間の金利で計算しますと、元金が2億5,000万円前後の
借入金、公債費の金利に相応すると思うんですけども、これぐらいの金額が当初の予算を立
てたときに、なぜ延びたのか、また、今回町債を発行してますけども、それも2,000万
円程度までですので、こういう金利にはならないと思うんですけども、その詳細を教えてい
ただけたらうれしいです。

○議長(野口久之君) 木南水道課長。

○水道課長(木南哲也君) 議員ご指摘のとおり、ちょっと大きな金額で補正をさせていただ
いておりますのは、実はお詫び申し上げなければならないのですが、事業完了に伴うものや、
前借り利子分も含んでおりますけれども、当初予算の折りに起債台帳からの抽出の段階でエ
クセル等で詳細な資料をつくるんですけども、一部算入漏れがございました。謹んでお詫
び申し上げます、今後こういったことにならないように注意いたしますので、よろしくお

願います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

議案第77号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第78号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第15、議案第78号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしてくんできますけども、4ページの運行一般事業ということで、497万円、約500万円ほど、これは賃金と燃料ということで補正が組まれてるんですけども、バス事業を維持するために、これはいわゆる恒久的にガソリンというか、燃料費が下がれば別ですけども、賃金等は減らないので、500万円ほどは今後今までの事業費にプラスをしなければならぬのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますが、今回計上しておりますのは、通常の運行経費に必要な事業費ということで、恒久的なものになろうかと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今燃料の関係のことがお尋ねがあったんですが、私もその点で1点お尋ねしておきたいのは、こういう社会情勢ですので、非常に価格の変動が激しいわけですけども、そういう点では町内の業者との燃料の契約をされておるといように思うんですけども、この場合に、そのどういう業者との協議をされて、例えば入札をして、最低の価格のところを発注するという事なのか、町内のあるスタンドの協議会というのがあれば、そこの契約という形でされておるのか、非常にこういう先行きを見ておきますと、燃料の値上がりも当然考える部分もあるんですけども、そういう点ではこの燃料費の考え方、またできるだけ経費を削減するという、当然でありますけれども、その辺の考え方等について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 役場関係の燃料等の契約でございますけれども、町内の石油組合との協議によりまして、それぞれの時期時期によって、価格のほうを決めている状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第16、議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、薬の関係でいわゆる見直しもされとるんですが、特に院外処方を実施をされて、当然薬の費用というのはそれぞれのところで減っておるわけでございますけれども、実際院外処方でするいろいろな住民からの声もあるわけでございますけれども、現在の状況というのは、今やっておるのは和知の診療所でございますけれども、その点について状況を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまの院外処方の関係でございますが、和知診療所につきましては、8月から導入いたし、導入したときにはそれぞれいろんな戸惑い等もございま

したが、今、それらを一つ一つ、丁寧に対応させていただく中で、順調に推移をいたしてお
るということで動いております。

病院につきましては来春から導入をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、京丹波町病院のことについても来春からということがあったわけ
でございますけれども、今、サンダイコーの前の駐車場の一部に工事をされつつあるわけで
ございますけれども、非常に店の出入り口ということで危険といえますか、そういう心配す
る声もあるわけですが、当然、業者の責任と言えば責任でございますけれども、京丹波町
で処方せんもらって行くわけですから、やっぱり町としてもその辺のことについては関心を
持つべきだと思うんですけども、病院の前へは歩道が設置をされとるんですけども、その先
ですね、ちょうどサンダイコーの横手側は道路側は歩道もありません。やっぱりそういう面
を考えますと、非常に歩道設置ということについてもきっとやっぱりああいうところにそう
いう薬をもらいに行くということは、やはり病気の方でございますし、距離的にはそういう
ことが非常に必要だなと私見ておるわけでございますけれども、そういう計画があるのかどう
かということと、それからやっぱりそういうことをしっかり町としても歩道設置をしっかり、
あの場合には町道になるのか、府道になるのかわかりませんが、求めていくということ
もあわせて、私は必要だなと思っておるんですけども、その点についての考え方はどうなの
か、安全面から考えてもどうなのかという点、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご指摘でございますが、保険薬局が立地した位置
につきましては、病院等が入って調整した、関与したわけではございません。

次の歩道云々かんぬんの問題につきましては、今サンダイコーさんの前のいわゆる駐車場
から入っていく進入部分のところになりますので、いわゆる府道等になります。今後、交通
安全等につきましては、そのあたりについて協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 民間がやられるねやということではなしに、町が院外処方せんをやる
という方向を示して、それに何社かわかりませんが、業者がそれに対応して建物を建てて、
それに対応すると、こういうことになっておるわけですから、町が院外処方の方針を出さな
ければ、当然そういう業者も含めて来ないわけでございますから、やっぱりそういう点から

言うと、町もどういう形で、どう物が建つんだと、安全面はどうだという点も、私はきっと責任があると思うんですね。だから、来春からということでございますので、それはすぐに歩道ができるわけではございませんし、用地の提供の問題もこれは当然あるわけでございますから、やっぱりそういう点をしっかり、その前後というか、見通してやるということが行政に求められておるといふふうに私は思うんですけども、ただ、民間だから、民民だからという形だけでは、私は済まないと思うんですね。それやったら、何で病院で薬くれへんねやということにもなるわけですし、やはり住民のそういう安全・安心を守るという点も、私は求められとるといふふうに思いますので、もう一度その点、町長自身、関係しておる部分も、土地もあるわけでございますから、その辺は最も厳しく問われる部分だと思いますので、町長としての見解をひとつ伺っておきたいということと、それから、和知の関係で、ファクスで処方せんを送って、非常にスムーズになったという話も聞いておるわけですがけれども、今回、京丹波町病院の場合には、そういうような処置も考えておられるのか、その点についてもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問の趣旨どおりが望ましいなという思いに尽きます。

以上です。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ファクスの導入につきましては、病院のほうでも導入する予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） ちょっと教えていただきたいんですけど、一般会計の中で言わせていただいた解体工事の関係なんですけど、入札公告が10月11日のございまして、この中に、その他の要件の中で、本案件は京丹波町議会の議決に付すべき契約、これはいわゆる自治法上の96条ですかね、の議決を得るまでは仮契約というふうになっておるわけですが、実際はこれ、公営企業の関係は5,000万円以上は議会に付すべき案件じゃないということで、今回出てないというふうに思うんですけど、ちょっとその法的な根拠を教えてくださいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 地方公営企業の業務に関する契約の締結につきましては、要するに、企業としての迅速な意思決定の必要性と、それから企業経営の専門職としての管理者の

判断の尊重という観点から、地方公営企業法第40条第1項の規定によりまして、地方自治法96条第1項第5号の適用が除外をされておるといふこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） となりますと、議会の議決は要らないということになるんですけど、これ、実際契約はどうされたのか、ちょっと、その他の案件の中に、公告の中にもありますので、契約内容はどうされたんか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 岩田議員ご指摘いただきましたように、公告の時点におきましては大変勉強不足でございまして、公営企業法の関係もちょっと抜かしておったわけとございまして、確かに、議決を得るまでは仮契約ということとそのまましておりました。ただし、その後、議会の議決は要さないということが判明をいたしましたので、入札、開札後におきまして、通常どおり契約が締結されたところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論いたします。

私は今回の補正予算の内容について反対するものではありません。平成23年度の病院事業会計には旧病院の解体撤去費用として、1億6,500万円が計上されておりました。今も質疑の中でそういう話もありました。

ところが、平成23年10月11日に公告された入札要領によりますと、解体撤去予定価格は7,800万円とあります。その差額は8,700万円、約9,000万円とあります。この事実は遅くとも、多分平成23年9月には関係課では把握できてたはずなんです。ところが、それができておれば、これだけの予算に差額があれば、すぐさま補正予算を組むのが議会への信頼っていうんですか、責任でなかったかということが一つ、それから、もう一つは、この原因が解体時に発生するコンクリートがら、いわゆるコンがらです。これを産業廃棄物として処分するか、埋め立て用の整地資材として再活用するか、この違いの差額であります。

今回は幸いにも工事発注のために依頼したコンサル業者がコンクリートがらを資材として

再活用する予定価格を算出してくれたのでよかったです、予算のままだと、町民の血税 9,000万円をどぶに捨てていた結果になりかねないということです。ここで申し上げたいのは、やはり大事な町民の血税なんです。それを安易に予算化するという行為ゆえに警告をしたい。

また、今回の議案の冒頭に、町長は行政報告の中で、今後も財政改革のために、経費の節減を図っていくと、こうおっしゃいました。そのことを口先だけじゃなしに、本当の意味でやっていただきたいということと、先ほど申し上げましたように、こういう議会に対する案件が著しく異なる場合は、やはりその信頼関係を維持するために、即座に補正予算等をして、議会へ実情を説明するという姿勢、また、大事な町民の税金を使うに当たってはもっと真剣に我が身のことと思って予算編成を立てていただきたい、このようなことを警鐘する意味で、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

議案第79号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

《日程第17、発委第1号 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第17、発委第1号 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書を議題とします。

本件について説明を求めます。

篠塚福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書の提案理由についてご説明申し上げます。

肺炎球菌は肺炎、気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを起こす細菌の一つであり、

高齢者の罹患する肺炎の約半数が肺炎球菌を原因とするものとされております。

この肺炎球菌による肺炎を予防するワクチンとして、成人用肺炎球菌ワクチンがあります。

このワクチンの有効性、安全性は世界保健機構を初め国際的に認められていますが、現状、我が国では任意接種となっております。

全国において接種費用の公費助成を行う自治体が増えており、本年5月1日時点で44都道府県439自治体となっております。しかし、京都府内においては肺炎球菌ワクチンへの公費助成を行っている自治体はありません。本町においては、昨年度15名の方が自費で肺炎球菌ワクチンの接種を受けられております。また、本町の呼吸器系疾患によります平成21年中の死亡者数は54名で、そのうち肺炎による死亡者数は29名でありました。一人でも多くの高齢者を肺炎から守るために、国に対し、肺炎球菌ワクチンの公費助成制度創設を求める意見書の提出について、去る12月14日に開催した福祉厚生常任委員会で協議の結果、全会一致で提出することに決しました。

それでは、提出いたします意見書を朗読し、説明といたします。

発委第1号

平成23年12月20日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 篠塚信太郎

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書

わが国の死亡原因の第4位は肺炎であり、年間死亡者数約100万人のうち、約9万人が肺炎を原因としている。特に、高齢者では肺炎球菌による細菌性肺炎が最も多いとされ、高齢者や基礎疾患がある場合には重篤化することから、予防することが重要である。

また、高齢者の肺炎はインフルエンザの合併症として重篤化・死亡の原因となっており、インフルエンザの重症化予防策としても重要と考える。

成人用肺炎球菌ワクチンは以前は日本では再接種が禁止されていたが、2009年10月より再接種が許可され、初回接種より5年経過した時点で2回目の接種を受けることが可能となった。しかし、現時点では任意接種であり、2回の接種で約1万6,000円の費用が必要となるため、より多くの高齢者の接種が可能となるように、ほとんどの先進国では接種

費用に対し、公費助成がなされている。

よって、国におかれては、高齢者の肺炎に関わる予防・重篤化を防ぐための取り組みを推進するため、高齢者に対する成人用肺炎球菌ワクチンの公費助成を実施するとともに、国の責任により必要な財源を確保するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上、提案理由説明といたします。

ご賛同いただき、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決いたします。

発委第1号 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては議長に一任願います。

《日程第18、発議第1号 原子力発電から脱却を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第18、発議第1号 原子力発電から脱却を求める意見書を議題とします。

本件について説明を求めます。

山田 均議員。

- 6番（山田 均君） ただいま提案になりました原子力発電から脱却を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9カ月、12月16日、東京電力福島第一原発の重大事故について野田首相が記者会見を行い、原子炉は冷温停止状態に達し、事故そのものは収束に至ったと宣言をいたしました。被災した住民や関係者、専門家から厳しい反発の声が出ています。海外からも危険から目をそらすものだと批判の声も相次いでいます。

福島原発はいまだに炉心の状態さえつかめず、汚染水など放射能性物質の放出もとまりません。避難した住民はふるさとに帰る展望さえ示されていないのに、口先だけの収束宣言で安心させることはできません。福島原発の重大事故を終わらせるためには原子炉を冷やし続けて、再臨界などの事態を防ぎながら、放射能で汚染された建屋やがれきを片づけ、原子炉から燃料を取り出し、原発そのものを解体していくという長い道のりがあります。30年とも40年とも言われています。被災した住民にとってはいつになれば避難先から帰れるのかは大問題であります。国が責任をもって除染などを行い、東電に被害を全面賠償させるのは当然ですが、原発は今どうなっているのか、対策はどこまで進んでいるのか、正しい情報を伝えることが不可欠です。福島原発がなぜ重大な事故を起こしたのか、事故原因の調査も尽くされていません。原因究明とともに原発からの脱却をする期限を決めて取り組むことが急がれているのです。

京丹波町も高浜原発から50キロ圏内に入る地域であり、国が定めた緊急時防護措置区域UPZの30キロ圏内には和知地区の多くの地域が入ります。ご承知のように原発で使用した使用済み燃料は最も高い、強いレベルの放射能を持っており、この灰である残りかすを始末する技術はできていません。また、だれも答えを持っていないのです。ですから、期限を決めて、その期限に向けて再生可能エネルギーなど代替エネルギーへの転換を図ることが求められているのです。

こうした思いから、原子力発電からの脱却を求める意見書を提案するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、本文につきましては、議会事務局長から朗読をお願いをします。

- 議長（野口久之君） 議案書を事務局に朗読させます。

- 議会事務局長（長澤 誠君） それでは朗読させていただきます。

発議第1号

平成23年12月20日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 山田 均

賛成者 京丹波町議会議員 東 まさ子

賛成者 京丹波町議会議員 坂本美智代

原子力発電から脱却を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、東日本大震災復興担当大臣

原子力発電から脱却を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第1原子力発電所の1号機、2号機、3号機がメルトダウンを起こし、終止の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。また、原子炉の廃炉終了までに、少なくとも30年以上かかると言われている。この事故は大量の放射能物質を放出する重大な事態となり、地域住民は住みなれた家や職場を追われ、故郷に帰れる見通しが立たない生活を強いられている。

京丹波町は原子力発電所が14基も多数立地する福井県若狭地方に近接し、町域の一部は高浜原子力発電所から半径30キロメートル圏内に位置している。私たち京丹波町民にとって、今回の事故は決して他人事ではなく、避難せざるを得ない人々の心中を察し、心を痛めている。

私たち京丹波町民のみならず、日本国民は原子力発電に電力を大きく依存しながら、快適な生活を享受してきた。今回の事故により、原子力発電の安全神話が崩壊し、以来住民は電力供給不足とともに原子力発電所に対し危機感を抱いている。

よって、国において福島第1原子力発電所の事故を教訓に、子孫にこのような不安と危険を残さないために、期限を定めて原子力発電によるエネルギー政策の抜本的な転換を図ることを強く求める。また、その期限に至るまで、このような事故を二度と起こさないため、原子力発電所の安全確保等に十分な措置をとるよう、次のとおり要望する。

記

1、期限を定めて、原子力発電から脱却するために再生可能なエネルギーなど、代替エネルギーへの転換を図る新たなエネルギー政策を進めること、

2、原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）の拡大に伴い、緊急時防護措置区域（U P Z）を初めとする安全基準の抜本的な見直しを早急に進めること。

3、原子力発電所の安全を確保するため、耐用年数を超えている原子力発電所の運転は、安全性が確認できなければ認めないこと。

4、原子力発電所周辺地域の防災対策の確立を図るために、新たに生じる医療提供体制や避難体制、及び放射線等のモニタリング体制等の整備について、国の責任において体制整備または財政支援を講じること。

5、家庭、事業所等における省エネ、エコ化を推進するため、太陽光発電設備やL E D照明の普及、エコポイント制度の拡充、実施とともに、税制、財政、金融面での支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

村山君。

○3番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしておきたいんですけども、今回原発から撤退するという事は、過去のそういうエネルギーに関する歴史を振り返ってみますと、人類が道具を使うことを覚えて、火を燃やすことを覚え、いわゆるそれがずっと進んで火力エネルギーで最終的には化石燃料を活用することで電力というエネルギーを確保してきました。

ところが、ご承知のとおり、この火力エネルギーというのは、地球環境を著しく崩壊したことも事実であります。また、火力エネルギーの資源であります化石燃料は無限のものではありません。そのようなことから、火力によるエネルギーでなしに、原発という核分裂によるエネルギーを確保して今まで来たものです。

今回、こういう事故がありました。そういうことで、また、火力エネルギーに頼るということは、先ほど申し上げました2点に対してどういう対応が考えられるのか、お聞きをしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今ご質問がございまして、いわゆる歴史の中で火を発見して、そして

人類がずっと今日まで来て、その過程の中で核燃料を燃やすと、そういう人類が火を発見した、匹敵するそういう大きな発見をしたわけでございますけども、いわゆるそれに対する後始末ができないと。それが確立できないままに今来たわけでございますけども、そういう意味で、その原発というものに対する非常に危険があるということも明らかになったわけでございますけども、今ご指摘いただいたように電力が不足すると。だから、火力に戻るといふようなことは、この中では何も記載はしていないわけございまして、期限を決めて、原子力から脱却をしていく、そのために再生可能エネルギーなど代替エネルギーへの転換を図っていくと。実際、いろんな報道をされておる状況を見ておりましたも、風力やとか、地力やとか、水力もあるわけでございますけども、エネルギーが今ある原発のエネルギーよりももっとたくさんあるというそういう数値まで出ておるわけでございますし、また、外国では期限を決めて、その代替エネルギーをどんどん取り組んでいくという方向ですね、取り組んでいる国もあるわけございまして、日本においても十分そういう方向で取り組んでいけるということを考えておるわけございまして、そういう方向に進めていくべきやという意味で、ぜひそういう意見を上げるべきだということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） 私は発議1号 原子力発電からの脱却を求める意見書の採択に反対の立場で討論いたします。

まず一つに、私たち地方自治体の議員が採択する事案にはなじまないことではないかと思えます。

二つ目は日本の国が敗戦後ここまで発展してきて、私どもがこれだけ豊かな生活をできているのは工業立国として発展してきたことだと思います。その基礎はやはり安定した電力があったということであるし、今後も必要であるというふうに思います。

三つ目は安定した電力は原子力発電以外では従前の火力発電しか安定した発電はないと、このように思います。

四つ目に、火力発電の原材料である化石燃料は一節によると20年とか30年で地球上から枯渇してしまうとこう言われています。

五つ目は、化石燃料による火力発電は地球環境を大きく破壊をしてきました。

以上から、原子力発電の安全活用は人類の存続に避けられないものだと思います。

それでは、今申し上げました五つの点について、具体的に私の思いを述べます。

第1に、この発議は国のあり方として国会で決議されるべきもので、現在の国民の世論調査等も二分されているのが実情であります。私たち16名の議員は、町民の代表として選ばれたわけでございますけれども、それは、町民の方が意思表示をできない町政とかそういうことに対する代表であって、そのことに対する採決ができる立場である。今私どもがこの議案を採決しますと、町民が自らの意思で国会議員を選ぶという権利に足を踏み入れる行為であり、当然この議会で採決する事案でないこのように思う次第です。

第2に、我が国が敗戦後、このようなすばらしい日本国になったのは、やはり安定した電力があったということですし、今後も資源が乏しい我が国にとって工業立国として発展していくためには安定した豊富な電力が必要なことは言うまでもありません。

三つ目の原子力発電にかわる安定した電力っていうのは、当面の間、多分従前の火力発電に頼るしかないことも事実であります。太陽熱とか風力とかいろいろありますけれども、非常にこれは不安定でして、安定した電力供給をするには、当面至らないこのように思います。

四つ目の化石燃料が有限であるということは言うまでもありません。

五つ目に、化石燃料による環境破壊っていうのは、緑豊かな山林や原野を人類の住めない砂漠化にしましたし、また温暖化現象による海抜の上昇は、人類が住んでいた島々を沈没させていることも、これ事実です。また、今大事なことは、危険なことやということで、避けることではないと思います。人類が道具を使うことを知り、その道具で火をおこすことを知ったときから、便利な道具や機械は、その便利さというメリットの裏腹に事故とかそういう危険な意味でのデメリットを共有してきたものであります。

今回の東日本大震災による津波は、予測されていたもので、世界でもまれな巨大堤防を備え、津波は阻止できると慢心していたのであります。しかし、残念ながら人類のつくった巨大堤防でも、強力な自然の営みには通用しませんでした。しかし、その後のシミュレーションの結果では、巨大堤防は津波の威力を和らげることで成果がありましたし、また、陸地へ津波が到達する時間を遅らせたことでも成果がありました。

このように、人間の努力で被害を少なくする、危険を避ける、デメリットを下げることは可能だと思います。だから、今大事なことは、自然の営みは人間の力では、人類の力では制御できないということを自覚して、巨大堤防で津波を防ぐとか原子力発電は安全やという神話、このような人類がおごりを捨てて、いかにデメリットを最小限にするか、どう努力する必要があるのではないかと思います。今安易に原発から撤退することは、まさにことわざの危険な牛の角を矯めて牛を殺す、このことわざを下手をすると地で行くことになると思います。

以上のことから、私はこの採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、私はただいま提案されております原子力発電から脱却を求める意見書について賛成の立場から討論を行います。

まず最初、野田首相が12月16日に記者会見をし、福島第1原発の事故について、原子炉は冷温停止状態に達し、事故そのものは収束に至ったと判断できたと宣言をいたしました。

3月11日の地震で3基の原子炉が炉心溶融を起こし、事故から9カ月たった今も、溶けた燃料の状態がわからない上、放射能汚染水は増え続け、放射性物質の外部への放出もとまっています。避難した住民が戻るめども立っていません。避難した住民や専門家からはこれで収束したと言えるのか、現実を見ていないなど、疑問の声や批判の声が上がっております。

これまで政府と電力会社はテレビや新聞などで広告を使い、原子力発電が安全であるとか、環境に優しく、電気料金が安くできると、原発の優位性を宣伝し、国民はこれ信じ込まされてきました。また、幾十にも安全装置がついていて、たとえ事故が起きても安全などと安全神話を定着させてきました。

しかし、今回の福島原発事故でその神話が崩れました。今回の事故は地球上に高濃度の放射性物質をまき散らし、住民の命と健康を脅かし、土地や住まい、働く場を奪いました。除染など後始末も始まりましたが、除染した土やごみを処理する場所も方法もありません。本町と隣接する福井県には、14基の原発があり、世界最大の原発密集地となっております。中には発電が始まってから30年を経過した原発が8基もあり、40年を超えて危険きわまりない原発が2基もあります。

また、福井原発の最大の危険性は古い原発が半数以上ある上に、原発の多くが活断層上や近くに設置をされているということでもあります。福井の原発が事故を起こせば、本町も含む近畿圏に大きな被害が想定されます。

ドイツではメルケン政権が福島第1原発事故で高まった原発反対の世論を背景に、2022年までに17ある原発を全廃するとともに、エネルギー供給の柱を再生可能エネルギーにすると表明をいたしました。福島原発事故が原子力に対する見解を変えたとして、ひとたび事故が起これば、その結果は空間的にも時間的にも極めて深刻かつ広範囲であり、ほかのすべてのエネルギー源を持つ危険をはるかにしのぐことになるとして、再生可能エネルギー時

代を達成すると、決意を明らかにしていましたが、最近の報道によりますと、再生可能エネルギーの拡大で、ドイツの原子力発電は22.4%から17.7%に低下する見込みとの報道がされております。

安全な原発などあり得ないことが、だれの目にも明らかになりました。9カ月たっても事故を収束できず、被害の拡大を続けている原発事故を教訓にするならば、原発からの撤退を決断し、再生可能エネルギーの開発や普及に本格的に取り組むべきであります。

既に府内の市町村議会で同様の意見書が採択をされております。高浜の原発から50キロ圏内にすべての町域が位置する本町として、この意見書が皆さんのご賛同によって採択されることを心からお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

発議第1号 原子力発電から脱却を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は否決されました。

《日程第19、農業委員会委員の推薦について》

○議長（野口久之君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は3名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は3人と決定しました。

お諮りいたします。

ただいま3人と決定しました農業委員会委員に、浅井明美さん、神谷みつ子さん、児玉彩子さん、以上の方を推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に浅井明美さん、神谷みつ子さん、児玉彩子さん、以上の方を推薦することに決定しました。

《日程第20、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第20、閉会中の継続調査について議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

西山君。

○11番(西山和樹君) 終結します前に一言だけお願いをしておきたいことがございます。

最終にお配りいただいております平成23年の規則第15号から17号までの間の文節に、重大なと言える誤りがありますので、指摘をしておきたいと思います。これは安易になされたことなので、私からこれはお願いをしておきたいんですけれども、規則第15号の10条7項なんですけど、この代理人の役職名または氏名とあるんですね。役職名書いたら氏名要らないのか、氏名書いたら役職名要らないのかとこういうことになるわけですが、これは「及び」じゃないかなというふうに思います。

それと、それから、規則第16号10条の、これも同じように10条6号の所在地または電話番号、所在地か電話番号かどちらか書けばいいというものではないと私は思うんですが。

それと、同じく10条(第6号)ですね、代理人の役職名または氏名、それから、もう一つ後の17号、これも同じように10条の6号、所在地または電話番号、10条の第7号で

すね、これの役職名または氏名。これ、文章というのはそれぞれ真剣につくっていただいているだろうとは思いますが、安易に書き間違えて、それがそのまま通るということがあります。今後一文一句全部見直さなきゃいかんというふうなことにまいりますので、安心して見られる文章にしといていただきたい。

これ、もう一つついでに申し上げれば、ああ、これを今ここで訂正されればそれでいいんですけれども、これ、少なくとも3部を何人の人にお配りになっているのか。用紙代、コピー代、あらゆることを、町長のおっしゃっているいわゆる無駄の排除ということから考えましても、もうちょっと真剣におやりいただきたい。これを特にお願いをいたしておきたいと思います。もし、これに対する担当部局からのご答弁があれば聞かせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） ただいま西山議員のほうからお話がありましたように、文章の過ちの内容については、まず内容の過ちのないように十分配慮、注意していただきたいと思いません。それでよろしいですか。

山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 監理課の関係の規則でございまして、今ご指摘をいただいたところ、再度ちょっと確認をさせていただきたいということで、後日になるかと思えますけれども、ご報告を申し上げたいと思います。

○議長（野口久之君） 西山君。

○11番（西山和樹君） 今、監理課長のほうから確認をしたいということなんですが、これ、文章的におかしいと思いませんか。役職書いたら氏名が要らない、例えば京丹波町町長と書けば、寺尾豊爾という文言は要らないのか。それからもう一つは、所在地、ここの所在地を書けば電話番号は要らないのか、逆に言えば電話番号を書いたら所在地は要らないのか、そんないいかげんな文章は、今まで私は少なくともかつて聞いたことがない。確認していただくのは当然のことなんですけれども、これ、新しくこのように改正される規則ですので、そのあたりのところ、もうちょっと真剣に考えて見ておいて、出していただきたい。特に予算や決算のときでも、よく間違いということで後で訂正されることありますけれども、口頭で訂正されていいものはそれでいいと思うんです、一々書類回してもらわなくても。そのあたりのところ、ちょっと早急に考えてください。こういう文言っていうのは私は絶対許せない。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） ちょっと私も関連でお尋ねしときたいんですけれども、当然こういう規

則というのは起案をするのは担当課やと思うんですけども、一定のその人数で検討されて、そしてこれを規則として告示をされるというこういうシステムになっと思うんですね。だから、そういう中で問題なかったのかどうか。

それから、専門的な法律にゆだねるべき点はきちっと確認するということがこれはあろうかと思うんですけども、今ありましたように、確認というのは、どこでこの文章を確認されるのか。これはうちの京丹波町の規則ですので、理事者に確認するという意味なのか、ちょっとわかりませんが、ちょっとそういうシステムになっと思うんですね、複数、何人かで議論されて確認されたと思うんで、それで一字一句やられたとは思うんですけども、今指摘のあった点について、もう少し明快な答弁といいますか、どうであったのか、どっかの持ってきてこういうように参考にされたのかわかりませんが、ちょっともう一つ今の答弁ではうちの規則をつくっておいて、どこで聞くかっていう問題をちょっともう一遍聞いておきます。

○議長（野口久之君） 今の質問でございますけども、議事日程にはございませんので、後日話をさせていただきたいと思えます。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第4回京丹波町議会定例議会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 篠塚信太郎